

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

(施策番号) (評価対象施策)

- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

(目標) 環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。

(下位目標)

1. 環境分野における競争的資金を拡充する。
2. 独立行政法人国立環境研究所における中期目標を達成する。
3. ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。
4. 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。
5. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。
6. 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。
7. 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶によるモニタリングシステムの構築を目指す。

(事務事業)

- ア. 試験研究及び監視・観測の充実
- イ. 適正な技術の振興